

番 号 : 20a00585

国 名 : マーシャル

担当部署 : 社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

案件名 : マーシャル国インフラ開発のための重機維持管理能力向上プロジェクト

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 重機維持管理能力向上
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年1月上旬から2022年9月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 40M/M、現地 5. 60M/M、合計 7. 00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
20日	168日	8日
(渡航6回)		

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程及びある程度の現地業務期間の変更は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
 - (2) 見積書提出部数 : 1部
 - (3) 提出期限 : 10月28日(12時まで)
 - (4) 提出方法 : 電子データのみ。専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)
 - ・ 提出方法等詳細については JICA ホームページ 内の以下をご覧ください。
- 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf
- なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- ・ 評価結果の通知 : 2020年11月26日(木)までに個別通知
- 提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 8点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ① 類似業務の経験 45点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③ 語学力 18点
 - ④ その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	重機維持管理能力向上
対象国/類似地域	マーシャル/全世界(本邦含む。)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マーシャルで社会基盤整備を担う公共公益事業インフラ省（以下、「MoWIU」という。）は、多くの重機を保有して事業を行っているが、太平洋の小さな島国であることも相まって、その維持管理が大きな課題になっている。他国援助で部品等を含めて重機が供与されても、その部品を使って維持管理する体制が出来ていないため、重機の稼働率が低くなり、事業実施に影響がでているため、このような状況を改善することが急務となっている。

MoWIUは道路改良、空港舗装維持管理、海岸保全等の公共事業を直営で実施しているが、そこで使用する重機の維持管理が出来る会社がなく直営で維持管理を行わざるを得ない状況の中で、直営の維持管理体制（人材、施設）に問題があることから、その改善と直営で維持管理出来ない点についての対応を検討することが求められている。

7. 業務の内容

同国が置かれた状況を踏まえて、公共公益事業インフラ省が保有する重機を維持管理していくための長期的な方向性を含めた維持管理能力の向上を図る。

具体的な業務内容は以下のとおり。

なお、2020年3月下旬2年間の予定で「建設機械」分野のJICAボランティアがMoWIU機械修繕維持部門に派遣され、①各種建設機械に合致した整備計画作成、②交換部品の在庫管理、③必要部品の調達計画作成、④在庫管理のカウンターパートへの技術移転を行うことになっていたが、現在「特別登録」隊員として、派遣再開となった際に打診を受け、2023年までの間であれば選考を受けずに再赴任できることになっている。ただし、状況によっては他国への振り替え等も生じる可能性がある。当該隊員が派遣されることになった場合、緊密に連携して業務を行うことが求められている。

当該隊員が派遣されないことが確定した場合、先方とも協議の上、対応可能な業務について契約変更して対応する。

(1) 国内準備・作業期間（2021年1月上旬～3月下旬）

国内で入手可能な関連情報の収集及を行い、遠隔で先方とのキックオフ会議を行い、業務背景、目的等を再確認した上で、業務計画案を作成する。現地派遣期間までに必要な作業を先方実施機関に依頼・情報収集を図り、立案した業務計画のうち遠隔で実施できる活動については、先方及び発注者と調整のうえ進捗を図る。キックオフ会議は発注者が調整を行うが、以後の会議は、必要な都度、受注者が先方と調整を行い実施すること。

(2) 現地派遣期間（2021年4月上旬～2022年7月下旬：現地派遣回数6回）

現地で以下の活動を行う。これらの活動内容を見直す際には、先方、JICAに説明、理解、確認を得た上で見直す。

活動1-1：マーシャルの状況に応じた整備、点検方法を定める。

活動1-2：必要な部品を適切に調達するための調達計画について助言する。

活動1-3：日常及び定期点検マニュアル作成を支援する。

活動2-1：重機の故障診断についてワークショップを開催する。

活動2-2：故障診断の手順書の作成を支援する。

活動3-1：重機を修理する際に必要となるコンピューター制御システムといった電子制御に係る技術と知識についてワークショップを開催する。

活動4-1：活動1-1から3-1までの技術、知識、手順を共有するための整備士に対する研修について検討する（整備士はイバイ支所を含め約15名）。

活動4-2：関係部局で、整備、故障診断の技術、知識、手法を教える、また建設機械の修理

を行うための研修計画の確立を支援する。

活動4-3：関係部局に必要な持続可能な整備環境を整えるための道筋をまとめる。

活動上の留意点は以下のとおり。

- ① 第1回目の現地調査時に、本業務で実施すべき業務の計画をワークプラン（英文）に取りまとめ、C/Pと現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
なお、各現地調査前に、応すべき課題を整理、設定し、JICAとの打合せを行う。
- ② ワークプランに基づき活動を行うとともに、定期的にC/Pと打合せを、セミナー等を含めて行い、進捗状況について理解を得る。
- ③ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、MoWIU及び在マーシャル日本国大使館、JICAマーシャル支所に報告する。
- ④ 「建設機械」分野のボランティアとの連携については上述のとおりであるが、現時点でCOVID-19の影響を受けて、ボランティアの派遣時期が確定してない。ボランティアの活動内容と重複する部分があり得るので、その点は当該ボランティアとC/Pと調整、連携して活動する。
- ⑤ 本業務従事者が直接修理等の技術指導を行うことは想定してないが、活動の中で修理に係る研修を確立するために試行的に実施するまたはワークショップを開催する際に、緊急性、必要性のある修理点検機材、計測機器、研修指導に係る部品があれば、機材購入費として760千円の範囲内で調達する。これらの調達業務は、JICAの関連規程に従い本業務従事者が行う。事前にその調達内容についてはJICAの承認を得る。
- ⑥ 活動の中で修理に係る研修を確立するために試行的に実施するワークショップを開催する。緊急性、必要性のある修理を行うための技術指導のために、マーシャルの整備士で対応できる修理技術のワークショップを3回（派遣費用500千円）、日本から要員を派遣する必要がある修理技術を対象とするワークショップを2回（再委託費2,070千円）実施する。研修は1か所に集まってもらい行うことを想定している。これらのワークショップの総回数は5回とし内容は現地調査結果を受けて決定する。マーシャルの整備士と本邦からの要員の派遣の回数に変更となる場合には、変更契約の上、実施する。なお、これらの調達業務は、JICAの規程に従い本業務従事者が行う。再委託は「コンサルタント契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)に準拠して行う。

(3) 帰国後整理期間（各派遣期間終了後及び2022年8月下旬）

- ① 各派遣期間終了後、JICA社会基盤部に今次派遣時の活動内容を報告する。
- ② 最終派遣期間終了後、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA社会基盤部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

すべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(1) ワークプラン（英文10部、電子データ：JICA社会基盤部、JICAマーシャル支所、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（英文10部、電子データ：JICA社会基盤部、JICAマーシャル支所、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部）
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
 - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④残された課題
 - ⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、

以下URLの「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田（または羽田）⇒グアム⇒マーシャル⇒グアム⇒成田（または羽田）を標準とします。

(2) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

- 一般業務費： 1,943千円
（車両借り上げ費： 1,943千円）
- 機材費： 760千円
（緊急性、必要性のある修理点検機材、計測機器、研修指導に係る部品：760千円）
- 再委託費： 2,570千円
（国内再委託費： 2,070千円
現地再委託費： 500千円）

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2021年4月上旬～2022年8月中旬までを予定していますが、ある程度の日程調整、現地業務期間の変更は可能です。2. (3)に記載のとおり現地業務期間168日を6回の渡航（28日/回）で実施することを考えていますが、全体業務M/M及び業務期間を超えない範囲で適宜変更は可能です。ただし、現地渡航回数は6回を上限、各現地業務期間においては20日以上現地作業を行うことを原則とし、プロポーザルにて提案してください。

②現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。

③便宜供与内容

本業務従事者に対する便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

- なし
- イ) 宿舎手配
なし
- ウ) 車両借上げ
なし（業務従事者が車両手配を行い、支出・精算を行います。タクシー代を含め1,943千円を見積書に計上して下さい。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 執務スペースの提供
MoWIUが執務スペースを提供します（ネット環境は必要に応じて業務従事者にて整備）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を社会基盤部運輸交通グループ第一チームからメールで配布しますので、fukuda.yoshio@jica.go.jpまで請求して下さい。請求しても届かない場合は次の電話で、担当福田まで確認して下さい（TEL:03-5226-8146）
- ・要請書
 - ・MoWIU所有重機リスト
- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：
- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
- 「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAマーシャル支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やマーシャル政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上